

開催日時：令和元年7月26日（金）15:00～17:00

開催場所：釧路地方合同庁舎7階 第5会議室

釧路湿原自然再生協議会

第8回地域づくり小委員会

議事要旨

■本日の議事次第

- 1) 地域づくり小委員会のこれまでの流れ
- 2) 他地域に見るワイズユース
- 3) 実施プランの進め方(案)

本日は前回の小委員会を受け、これから小委員会として実際に何を行っていくのか、それからどのようなものにするのかという、いわゆる「D o」の部分について議論を深めていきたい。

■議事1：地域づくり小委員会のこれまでの流れ

事務局から PPT により説明。
質疑特になし。

■議事2：地域に見るワイズユース

◆事務局収集事例の紹介

事務局から PPT により説明。
「他地域に見るワイズユース」ということで、釧路湿原に関連する事例をいくつか紹介した。

◆小林教授からの話題提供

『ワイズユースとは何か』について、海外の事例を交えて、釧路湿原がラムサール条約に登録された際に謳われた内容などを講演した。

○ラムサール条約について

自然環境保全に関わる国際環境条約はいくつかあるが、ラムサール条約は他の条約と違

って国連参加ではなく、IUCNが管理、事務手続き、その他いろいろを肩代わりしており、他の条約とはかなり異なるものである。

今回のラムサール条約のCOPが中国で2021年に行われるが、アジアで最初の締約国会議は釧路で行われた。ラムサール条約の中身は、自然環境の保全に関する環境条約としては最初にできたものであり、フラッグシップと呼ばれるものが、条約湿地あるいは登録湿地の指定ということで、国際的に重要な湿地をスイスの条約事務局が管理するリストに登録するということである。

現在170の締約国・加盟国があり、それらの締約国が指定した登録湿地の数が2,354箇所あり、その総面積が約252万5千km²である。これはカザフスタンと同程度の面積であり、かなり広い面積を全世界のラムサール湿地がカバーしている。

アラブ首長国連邦のドバイで開かれたCOP13では、2018年の5月に正式に加盟国になった北朝鮮が、2つの条約湿地について説明をし、今後の取り組みの報告をしていた。

○ワイズユースについて

ワイズユースについては、湿地タイプだけではなくて、様々なものがある。サンゴ礁なども湿地に含まれ、人工湿地の中でも生物多様性が豊かになったところはラムサール条約の登録湿地として扱われている。ドイツのエルベ川の雪解けの時期に浸水した浸水林、インドネシアのマングローブ林、パナマの干潟、日本の干潟、カリブ海のサンゴ礁など、ラムサール条約では登録湿地として指定されている。湿地として世界的に有名な場所は、西がアフリカのオカバンゴ・デルタ、東が南米のパンタナルで、パンタナルは複数の国々にまたがっており、それぞれの国が協力して保護している。このような国際協力もワイズユースの一環として捉えられている。なお、世界最大の登録湿地は我が国の九州よりも広い面積を登録している。

ワイズユースというのは基本的には元の姿をできるだけ保ちつつ、様々な利用の仕方をみんなで工夫していくことである。登録湿地だけではなくて、国内すべて、それぞれの加盟国の領域内のすべての湿地について可能な限りワイズユースを考えていくという方針で、登録湿地に限らないというのがラムサール条約の精神である。

○釧路会議について

釧路会議、COP5(第5回の締約国会議)は93年に釧路市で開催された。この釧路会議に大きな影響を与えたものが、その前年に開催された国連の第1回の地球サミットである。この年に誕生した生物多様性条約と気候変動枠組条約、つまり地球温暖化対策に関して湿地の保全がどう関わっているか、という観点で、釧路会議ではワイズユースが議論された。その中で釧路声明があり、これは前年の地球サミット、そして新しく誕生した生物多様性条約や気候変動枠組条約に、ラムサール条約がどう対応していくか、という宣言文を会議中に採択したものである。日本そして東アジアの国々では、沿岸湿地の中でも特に干潟の保全がこれからの課題であるというところに焦点が当てられた。

釧路ガイドラインと呼ばれるマネージメントプランニングは、管理計画を作るまでのプ

プロセス、プランニングの工程自体がワイズユースである。様々な人が参加して、計画を策定する、そこへ巻き込むことがワイズユースにつながるという意味で、釧路ガイドラインというものができた。オランダ政府が主催している湿地の研修に関しては、この釧路ガイドラインというのが十数年、教科書として使われていた。ワイズユースオプウェットランドを強化するためのテキスト、世界中の経験を集めたテキストブックというものをオランダ政府が出版し、この教科書の中で特に湿地の価値をみんなに理解してもらうことと住民参加が重要であることを謳っている。

また、湿地とその価値に関して知識の普及を目指すものとして、CEPA活動がある。釧路会議以降の会議では、メインストリーム化しようということで動いており、これがワイズユースにとって必要不可欠である。

○ワイズユースの事例について

釧路会議の3年前に、モントルー会議でワイズユースを掘り下げるワーキンググループができた。3年間かけて具体的にどんな要素がワイズユースにつながるのかということ、学者や専門家が知恵を出して、難しい言葉を並べるのではなくボトムアップするという方針であった。

世界中のいろんな地域の登録湿地、あるいは登録されていない湿地からワイズユースにつながる事例を集めて、この中でベストプラクティスと考えられる箇所を最終的に17個選定している。その例として、ワッデン海があり、ここはドイツ、オランダ、デンマークにまたがっている干潟域であり、三カ国による共同管理を行っている。これが沿岸域での配慮という要素につながっており、ワイズユースへつながっている。

湿地の持っている価値を知ろう、知ってもらおうというために、ブリスベン会議のときには国際的な環境経済学者が一丸となり、その人たちが手がけたケーススタディーを集めて、湿地の経済評価というテキストをラムサール条約から出している。

インドのチルカ湖は北海道のサロマ湖の湿地再生事業をモデルにして、海港部を土木工学的に広げて、海水を汽水湖にたくさん導入することによって、生物多様性、そして漁業資源の生産性を高めたということで、ラムサールの湿地保全賞を獲得している。また、世界自然遺産になっているケオラデオという有名な国立公園があるが、インドで聖なる動物である牛を放牧することによって、遠くシベリアからヒマラヤを越えてやってくるソデグロゾルの生息適地が再生できる、という取り組みを行っている。近くにはタージマハルなどがあるので、世界自然遺産、ラムサール条約と文化遺産で連携している。

北朝鮮と韓国側のDMZにあるピースパークは、タンチョウの保全をシンボルとして、北朝鮮をいずれ登録することを考えている。

マイポー、香港のWWFが中心になって、中国全域の湿地管理官、政府の職員や専門家を養成する環境教育センターとしてワイズユースのやり方を学ぶ場所としても扱われている。

また、日本の事例については、海外でもよく紹介されている。厚岸湖については、ラムサール条約ではワイズユースの一環として、漁業資源の維持のための役割について議論さ

れている。日本の風蓮湖でも、農業組合と漁業組合の人たちが協力して植林作業を行っている事例を海外に発信している。

◆質疑応答

(委員長)

これから釧路湿原でワイズユースを取りくむために重要なことや気を付けてほしいことなど、ご示唆いただきたい。

(小林教授)

小規模でもよいので、海外の湿地専門家を招待して国際シンポジウムを行うことが良い。情報のすり合わせを行い、評価をしてもらえれば、ワイズユースの様々なポイントについて合意形成が進むと考えられる。

(委員)

ワイズユースの事例の中で、厚岸湖の有機洗剤を使わない条例を作っているという事例があるが、町で策定している条例なのか？ 一般家庭で有機洗剤を使わない条例なのか？ 酪農家に対してのものなのか？ どんな条例の内容なのか知りたい。

(事務局)

事例として集めたが、詳細は確認していない。後日確認して、わかれば回答する。

■議事3：実施プラン(案)の進め方

事務局からPPTにより説明。

今回大きく三つの柱を事務局として整理して、まずは新規利活用プラン、次に湿原を楽しむ上での作法・マナー、そして事務局の新規提案として、全体的な部分の整理した地域づくりビジョンを作成したいと考えている。

◆ディスカッション

<ガイドラインの作成について>

(委員)

15年程前に、釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会が開催され、湿原利用の小委員会が何度か開かれていた。その中で、カヌーの利用ガイドマップ、釣りのルール作りなどが成果として出てきていた。それらをリニューアルするのか、全く新しいものを作るのか。一番大きな違いは再生事業が進んでいることではあるものの、15年前と何が変わったのか？

(事務局)

過去に整理していたが、情報が古く、周知が不足しており、課題がある。別途、グループヒアを行いながら意見を拾い上げていく。利用を縛っていくのではなくて、ブランド化や、世界へ発信していくためにしっかり取り組んでいく必要がある。過去に整理されたものも

非常に重要であり、活用しながら進めていく。

(委員)

15年前とどこが変わったのかという意見に対して、釣りイトウに関してはガイドラインが必要ではないかと前回の小委員会でお話した。茅沼の旧川復元区間で魚が増えイトウも釣れるようになった。SNSでもアップされ、茅沼はイトウが狙って釣れる有名なスポットになっている。イトウがすめる場所ができたことは素晴らしいが、自然再生を計画したときは良くなった後のことはたぶん考えられていなかった。いま自然再生事業の実施前とは状況が異なることから、ガイドラインが必要と考えている。

<新規利活用プランについて>

(委員)

この小委員会に参加していない人もたくさん企画をされている。再生普及啓発活動で言えば、ワンダグリンダなど、それらはどういう風に拾い上げていくのか？ほかにボランティアや民間などでも、いろんなことをされている方が多く、それらの活用事例はどう集めていくのか。この小委員会のメンバーだけでは足りないのではないか。

(事務局)

他の活動や組織も含めて皆さんでやっていくことが重要。どんなことをやっていけば地域づくりにつながるのか、俯瞰的に整理して行こうと考えている。できることを実践しながら、全体の活動が見えるようビジョンを整理しつつ、進めていく。

手近なところで言うと、開発局の道路部門でやっている道の駅など観光関係の取り組みがある。内部での横のつながりも増やしていく。

(委員)

釧路湿原の自然再生事業の最大の肝は、集水域全体を視野に置いていること。釧路湿原の集水域全体でどういう保全、利用を地域づくりの観点から進めていくのかという考えも入れていただきたい。

<外部機関との連携について>

(委員)

北海道総合開発計画が策定されて、今年で4年目。かわまち・かわたびも北海道のいろいろなところで展開されている。この小委員会は、狙いは他の組織と似ているが、湿原の保全と再生というものが根底にあり、その上でどう進めていくのかということが重要。自然再生の成果を地域の振興など、いろいろなものへ結び付けていけるように、しっかりと認識しておいてほしい。

(委員)

道東SDGs推進協議会という組織があり、環境省から資金を得ている。そのワークショップが6月下旬に開催された。この小委員会のテーマとほとんど類似した内容で、釧路をメインターゲットとして事業化しようとしている。いろいろな年齢・分野の人が参加し、SDGs

をキーワードとして、釧路管内全域で考えており、スピード感がある。この地域づくり小委員会で行っていることを2、3年後に実現しようということでは時すでに遅しという感覚がある。こういう組織とコンタクトを取りながら、一緒に話を進めていくのが今の時代のスピード感だと思う。

(事務局)

事務局としても情報を収集し、連携していける部分は連携していく。

(委員)

道東SDGs推進協議会について、環境省のパートナーシップオフィスとして支援をしている。中標津、別海を中心に、広域連携を目指しており、根室、釧路、浜中の人たちが中心にかかわっている。新規利活用について、思いついたことをやっていくという仕組みは、再生普及の方のワンダグリーンダプロジェクトで仕組みができています。これらの取り組みとの整理や連携を行った方がよい。

広域連携という話をしたが、インバウンドも含めて、人をどんどん連れてきて広域の観光をつなげるという動きがある一方で、この小委員会では釧路湿原や流域全体を見越したガイドラインやマナーづくりを広げていくという話があり、それぞれが関わりあっている。ここは自然再生協議会という、国や北海道などの行政機関や、主な民間も参加している大きな組織がある。そのような大きな枠組みでしかできないことがあるのではないかと。

ガイドライン作りも個別に釣り、カヌーをやっていくのではなく、釧路湿原を核にした釧路ルールのような大きな発想でたくさんの方が関わる仕組みを作ること考えたほうがよいのではないかと。たくさんの方が当事者として参加することが重要で、ガイドラインづくりや一次産業との関わりも含めて当事者を含む仕組みを作るのが小委員会としてできることではないかと。

ビジョンは全体構想の中に類するものが既にある。この小委員会の場で、どう進めていくかという仕組みを作っている人々に参加してもらいながらアクションをしていくという全体を組み合わせられた話にできるとよい。

(事務局)

事務局としては再生普及の事務局としても関わっているため、連携しながら、相乗的に進めていくことが重要と考えている。ガイドラインについて広域的なお話があったが、この委員会として取り掛かりやすいところから取り組みを進め、そこから広げていくような形をとりたい。

■まとめ及び今後の進め方

本日の議事を踏まえて整理を行い、次回の小委員会にて委員と議論を進めていきたい。